資料１－３

被措置児童等虐待対応ガイドライン

～都道府県・児童相談所設置市向け～

厚生労働省　雇用均等・児童家庭局　家庭福祉課
厚生労働省 社会・援護局 障害福祉部障害福祉課

平成２１年３月

目次

Ⅰ　被措置児童等虐待の防止に向けた基本的視点

１．被措置児童等虐待防止対策の制度化の趣旨 …… １

２．基本的な視点 …… ３
１）虐待を予防するための取組
２）被措置児童等が意思を表明できる仕組み
３）施設における組織運営体制の整備
４）発生予防から虐待を受けた児童の保護、安定した生活の確保までの継続した支援

３．留意点 …… ６
１）被措置児童等の安全確保のための優先・迅速な対応
２）都道府県の組織的な対応・関係機関との連携

Ⅱ　被措置児童等虐待に対する対応

１．被措置児童等虐待とは …… ８

２．児童虐待防止法との関係 …… １０

３．被措置児童等虐待対応の流れ（イメージ） …… １２

４．早期発見のための取組と通告・届出に関する体制 …… １３
１）通告等受理機関及び通告等への対応を行う機関
２）被措置児童等虐待に関する窓口の周知
３）早期発見のための体制整備
４）都道府県児童福祉審議会の体制整備

５．初期対応 …… １５
１）相談・通告・届出への対応
ア　情報の集約・管理の仕組みの整備
イ　通告等の受理時に確認する事項等
ウ　守秘義務及び個人情報保護との関係並びに通告による不利益取扱いの禁止等について
２）通告等受理機関及び届出受理機関から都道府県（担当部署）への通知
３）通告等を受理した後の都道府県（担当部署）等の対応

４）措置等を行った都道府県と被措置児童等の所在地の都道府県が
異なる等の場合

６．被措置児童等の状況の把握及び事実確認 …… ２２

７．被措置児童等に対する支援 …… ２３

８．施設等への指導等 …… ２４

９．都道府県児童福祉審議会の体制・対応 …… ２９
１）都道府県（担当部署）による都道府県児童福祉審議会への報告
２）都道府県児童福祉審議会による意見、調査等
３）都道府県児童福祉審議会の体制

１０．被措置児童等虐待の状況の定期的な公表 …… ３３

１１．被措置児童等虐待の予防等 …… ３３
１）風通しのよい組織運営
２）開かれた組織運営
３）職員の研修、資質の向上
４）子どもの意見をくみ上げる仕組み等

Ⅲ　参考資料
・被措置児童等虐待通告等受理票（例） …… ３６

Ⅰ　被措置児童等虐待の防止に向けた基本的視点

１．被措置児童等虐待防止対策の制度化の趣旨

（はじめに）

「児童の権利宣言」（１９５９年）においては、児童は、「健康に発育し、かつ、成長する権利」及び「適切な栄養、住居、レクリエーション及び医療を与えられる権利」を有することとされており、全ての子どもについて、これらの権利が守られる必要があります。また、「児童の権利に関する条約」においても、「児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的な虐待を含む。）からその児童を保護する」ことが規定されています。

何らかの事情により家庭での養育が受けられなくなった子ども等被措置児童等についても、これらの権利が守られる必要があり、施設等※は、子どもたちが信頼できる大人や仲間の中で安心して生活を送ることができる場でなければなりません。

しかし、子どもが信頼を寄せるべき立場の施設職員等が入所中の子どもに対して虐待を行うということが起きており、こうしたことは子どもの人権を侵害するものであり、絶対にあってはならないことです。このため、今般、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成２０年法律第８５号）により被措置児童等虐待の防止のための枠組みが規定されました（平成２１年４月施行）。今後はこの枠組みに基づき取組を進めることとなります。

被措置児童等虐待防止の対策を講じるに当たっては、子どもの権利擁護という観点から、子どもたちが安心して生活を送り、適切な支援を受けながら、自立を支えるために環境を整えるとの観点を持って、取組を進めることが必要です。

このガイドラインは、「被措置児童等虐待」に着目した、都道府県・政令市・児童相談所設置市（以下単に「都道府県」とする。）が準拠すべきガイドラインとして作成したものです。各都道府県においては、このガイドラインを参考とし、都道府県内の関係者と連携して幅広く被措置児童等のための適切な支援策を推進することが求められます。

今般の制度化は、防止に向けた「枠組」を規定したものです。今後、国や都道府県の行政や施設等の関係者が協働して具体的な取組・事例を積み重ね、子どもの権利擁護を促進するための取組について、関係者間で共通認識を図りながら、対策を実効性のあるものとしていくことが必要であることを申し添えます。

※施設等～小規模住居型児童養育事業者、里親、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等（知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設を総称する。以下同じ）、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、指定医療機関、一時保護所

（経緯）

施設等における被措置児童等虐待に関しては、平成１９年５月にとりまとめられた「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会中間とりまとめ」において、「昨今、相次いで施設職員による虐待事件が起こっているが、子どもの抱える課題の複雑さに対応できていない職員の質や教育に問題があったこと、施設におけるケアを外部から評価・検証する仕組みがなく施設運営が不透明になっていること等がその要因として指摘されています。関係者にはこのような問題が二度と起こらないようにするための真摯な努力が求められることはもちろんですが、さらに、このような課題を解決するため、制度的な対応も視野に入れて検討する必要がある」ことが指摘され、平成１９年６月に公布された「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成１９年法律第７３号）」においても、「政府は、児童虐待を受けた児童の社会的養護に関し、・・・児童養護施設等における虐待の防止を含む児童養護施設等の運営の質的向上に係る方策・・・その他必要な事項について速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」ことが附則で規定されて、政府における検討事項とされました。

さらに、平成１９年１１月にとりまとめられた社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書においては、「社会的養護の下にいる子どもたちは、措置によりその生活が決定されること等を踏まえ、また、近年起こっている施設内虐待等を予防するとともに、これに対応するため、下記のような施策を講じることにより、子どもの権利擁護の強化、ケアの質の確保を図る必要がある。」ことが指摘されました。

これらを受け、政府では、今回の児童福祉法等の一部を改正する法律案に被措置児童等虐待の防止に関する事項を盛り込み、被措置児童等の権利擁護を図るため、適切な対応のための仕組みを整備することとしました。

（主な内容）

今回の制度化では、児童虐待の防止等に関する法律（平成１２年法律第８２号。以下「児童虐待防止法」という。）が対応していない施設職員等による虐待に対応することをはじめとして、社会的養護に関する質を確保し、子どもの権利擁護を図るという観点から、下記のような事項が規定されています。

・被措置児童等虐待の定義
・被措置児童等虐待に関する通告等
・通告を受けた場合に都道府県等が講ずべき措置
・被措置児童等の権利擁護に関して都道府県児童福祉審議会の関与

そもそも、保護を要する子どもたちの権利擁護を図るということは、当然、施設等の役割に含まれているものでありますが、今般の改正では、「施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。」ことが改めて明確に規定されています（児童福祉法第３３条の１１）。

さらには、事業者や施設の設置者、里親は、児童、事業を利用する者及び施設に入所する者の人格を尊重するとともに、児童福祉法又は同法に基づく命令を遵守し、忠

実に職務を遂行しなければならないことが明確に規定されました（児童福祉法第４４条の３）。

都道府県においては、このような基本となる考え方を踏まえ、子どもの福祉を守るという観点から、被措置児童等の権利が侵害されている場合や生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなどの場合には、被措置児童等を保護し、適切な養育環境を確保する必要があります。また、不適切な事業運営や施設運営が行われている場合には、事業者や施設を監督する立場から、児童福祉法に基づき適切な対応を採る必要があります。

本ガイドラインは被措置児童等虐待に着目したものであることから、指導監査全般に係る具体的内容には言及していませんが、都道府県における指導監査体制を見直し、各施設等におけるケアの質についても適切に監査を行い、施設等と関係機関がケアの質についての理解・認識を高めながら改善を図ることも重要です。

児童の権利擁護を図り、児童の福祉の増進を進めることが目的であることをすべての関係者がしっかりと認識し、法律事項についてはもちろんのこと、運用面での取組も含め、被措置児童等虐待の発生予防から早期発見、迅速な対応や再発防止のための様々な取組が総合的に進められることが重要です。

２．基本的な視点

１）虐待を予防するための取組

被措置児童等の中には、保護者から虐待等を受けて心身に深い痛手を受け、保護された子どももおり、またそのような背景はなくても、施設職員等から虐待等を受けた場合の心の傷は計り知れないものがあります。したがって被措置児童等虐待への対応で最も重要な課題は、子どもの権利擁護の観点からの被措置児童等虐待を予防するための取組であるといえます。

被措置児童等虐待の予防については、直接的に被措置児童等虐待に対応するという観点だけではなく、被措置児童等に対するケアについて、組織として対応し、常日頃から、複数の関係者が被措置児童等の様子を見守り、コミュニケーションがとれる体制を作ること等、ケアの質の向上や、施設等における適切な体制整備を進めることが被措置児童等虐待の予防へつながることになります。

具体的には、施設等での養育実践において負担が大きいと感じている職員や経験の浅い職員などに対し、施設内でアドバイスすることや、里親に対し、里親支援機関や里親会などが関わること等により、施設職員等が一人で被措置児童等を抱え込まず、複数の関係者や機関が被措置児童等に関わる体制が必要です。

また、被措置児童等からの苦情や要請に対して適切に解決に努めるため、施設においては、苦情解決体制（苦情解決責任者、第三者委員の設置等）を確保するほか、第三者による評価を導入するなどの取組が必要です。

被措置児童等は学校に通ったり、医療機関を利用するなど地域で生活を送っています。このため、在宅の子どもと同じように、学校の関係者、地域福祉の関係者、医療関係者等の関係者が常に連携を取りながらチームとして被措置児童等に関わるようにし、チームの構成員として各々が適切な役割分担をしつつ、なすべきことをなすという認識の下に、対応することが重要です。

また、都道府県や児童相談所、市町村、学校、医療関係者、児童家庭支援センター、里親支援機関・児童委員など被措置児童等と関わる機会が多い関係者が定期的に集まり、被措置児童等の権利擁護や虐待への対応等に関する研修やケーススタディを実施すること、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機会を利用して、被措置児童等虐待の防止や権利擁護に関しても協議する機会を設けることなども必要です。関係者が普段から共通の認識を持ち、具体的な取組が図れるように積極的な取組を進めることが重要です。

＜被措置児童等虐待予防のための取組例＞

- 研修を通じた子どもの権利についての施設職員等の意識向上
- 「子どもの権利ノート」の作成、配布
- 被措置児童等虐待について説明するための「しおり」などの作成、施設に入所等している子どもの保護者や子どもへの説明、配布
- 被措置児童等を対象とした「子どもの権利ノート」を活用することなどによる子どもの権利についての学習会の開催（年齢に応じた理解・周知の反復）
- 「子どもの権利ノート」に関するポスター掲示
- 「子どもの自治会」等の開催を通じた被措置児童等による主体的な取組や、「意見箱」の設置など、子どもの意見を汲み取る仕組みづくり
- 困難事例への対応についてのケースカンファレンスの開催、専門家によるスーパービジョン等施設職員の資質向上のための取り組み
- 児童相談所による定期訪問調査、その際の被措置児童等との面接
- ケアの孤立化・密室化の防止（複数体制の確保）
- 職員のメンタルヘルスに対する配慮
- 法人・施設や団体で定める倫理綱領、行動規範などについて、保護者や子どもに説明する　　など

＊　滋賀県においては、全ての施設に対して、権利擁護委員会が年１回、施設の自己評価に基づいて実地調査を行い、施設職員および子どもと意見交換を行った後、子どもの権利の実態の評価を行うとともに、子どもの権利擁護に向けて必要な助言指導を行う「滋賀県児童養護施設等の子どもの権利擁護事業」が実施されています。

特に被措置児童等の状態の変化などが発見のきっかけとなることから、児童相談所や里親支援機関は平素から被措置児童等の状況を適時に把握することが必要です。

また、被措置児童等と関わる機会が多い関係者が、前述のように普段から共通の認識を持つことが、虐待の防止と早期発見につながります。

その上で、虐待が起こった場合には、早期に事実関係を確認し対応することが、最も重要です。

2）被措置児童等が意思を表明できる仕組み

被措置児童等が安心して生活を送るためには、被措置児童等が自分の置かれた状況をよく理解できるようにするとともに、被措置児童等の意見や意向等も含め、自らの存在が尊重されていると感じられる環境の中で生活を送ることができるようにすることが重要です。

このような子どもの意見や意向に沿った支援を行う際、権利と義務、自由と制約など子どもと大人の間に大きな葛藤が起こるのではないか、という危惧もありますが、子どもの言い分を適切に受けとめ、子どもと向き合って客観的な視点で、かつ、子どもの最善の利益の視点から援助していくという姿勢が必要です。

具体的には、一時保護した際や、入所措置の際に、子どもの気持ちをよく受けとめつつ、自分（子ども）の置かれた状況を可能な限り説明すること、自立支援計画の策定や見直しの際には、子どもの意向や意見を確認すること、子どもが理解できていない点があれば再度説明すること、「子どもの権利ノート」等の活用により、子どもの発達に応じて、被措置児童等が自らの権利や必要なルールについて理解できるよう学習を進めることなどが必要です。

このほか、都道府県や都道府県児童福祉審議会による電話相談を周知する、「子どもの権利ノート」にはがきを添付するなど、権利侵害があった場合や、子どもの意見と施設職員の意見が異なる場合に被措置児童等が第三者に意見を述べやすい仕組みを整えることが重要です。

さらに、虐待の届出が行われた場合には、届け出た被措置児童等の権利が守られるようにするなど適切な対応を取る必要があります。

このようにして、都道府県、児童相談所、施設、里親等それぞれがケアの質の向上という観点からも、子ども自身の意見や意思を尊重しつつ、支援を進める必要があります。

3）施設における組織運営体制の整備

施設において被措置児童等に適切な支援を行うためには、個別の職員の援助技術が必要です。その上で施設等は、組織として子どもを支援する体制を整えることが重要です。

施設運営そのものについては、施設職員と施設長が意思疎通・意見交換を図りながら方針を定めること、相互理解や信頼関係を築き、チームワークのとれた風通しのよい組織作りを進めること、第三者委員の活用や、第三者評価の積極的な受審・活用など、外部の目を取り入れ、開かれた組織運営としていくことが重要です。

また、職員各々の援助技術の向上のための研修、スーパーバイズやマネージメントの仕組み、職員の意欲を引き出し、活性化するための取組なども進めることが必要です。

このように、組織全体として、活性化され風通しがよく、また地域や外部に開かれた組織とすることによって、より質の高い子どもへの支援を行うことが可能となり、被措置児童等虐待も予防されるものと考えられます。

逆に言えば、組織全体としてこのような体制ができていない施設で被措置児童等虐待が起こった場合には、個々の職員の援助技術や資質の不足等の問題にとどまらないことが想定されます。都道府県においては、子どもの保護や施設に対する指導等を行った後にも、法人・施設の運営や組織体制等の見直し・改善が適切に進み、再発が防止されるよう、法人・施設側からの提案も促しながら継続して指導を行っていく必要があります。

被措置児童等虐待については、問題を個々の子どもに対する個々の職員の援助技術の不足等の問題と決めてかからずに、組織運営とその体制に関し、必要な検証を行い、改善を図ることが重要です。

4）発生予防から虐待を受けた児童の保護、安定した生活の確保までの継続した支援

被措置児童等虐待への対応における基本的な目標は、被措置児童等を心身に有害な影響を及ぼす行為から守り、被措置児童等が安全で安心な環境の中で、適切な支援を受けながら生活を送ることができるようにすることです。

被措置児童等虐待の発生予防から始まり、虐待の早期発見、虐待発見後の適切な保護、さらに保護後も被措置児童等が安心して生活できるようになるまでの継続した支援が必要です。

特に、施設など複数の子どもが生活を送る場で被措置児童等虐待が発見された場合には、被害を受けた被措置児童等のほかにも、当該施設等で生活を送っている他の被措置児童等に対しても適切な経過説明ときめ細やかなケアを実施することが必要です。

個々の被措置児童等のケアの具体的な方針については、基本的に児童相談所が責任主体となります。施設運営そのものの見直し、改善等については、都道府県（担当部署）が責任主体となって、児童相談所と連携して対応することが求められます。その場合、外部の専門家や都道府県児童福祉審議会の委員等からの協力を得ながら、法人や施設等が主体的に行う改善に向けた取組に対し、継続して支援を行うという姿勢が必要です。

3．留意点

1）被措置児童等の安全確保のための優先・迅速な対応

被措置児童等虐待については、在宅の児童虐待と同様、被措置児童等の生命に関わるような緊急的な事態が生じる可能性もあり、そのような状況下での対応は一刻を争うものとなります。

虐待の発生から時間が経過するにしたがって虐待の内容が深刻化することや当該児童に与える影響が大きくなることも予想されるため、通告や届出がなされた場合には、都道府県における迅速な対応が必要です。

このような事態に対応できるよう、夜間や休日においても、在宅の児童虐待に関する夜間・休日通告受理体制を活用するなど、被措置児童等虐待に係る相談や通告・届出に対応できる仕組みを整え（緊急的な一時保護体制も含め）、関係者や住民などに十分周知する必要があります。

2）都道府県の組織的な対応・関係機関との連携

被措置児童等虐待については、都道府県（担当部署）においては、担当者が1人で対応するのではなく、組織的な対応を行うことが必要であり、相談、通告や届出（情報提供、連絡も含む）があった場合にはどのような体制で事実確認等を行うかについてあらかじめルールを定めておき、組織内で認識を共通にしておく必要があります。

また、被措置児童等虐待への対応については、都道府県（担当部署）はその内容等を速やかに都道府県児童福祉審議会へ報告することとされていることから（児童福祉法第３３条の１５第２項）、報告の内容、緊急の際の報告体制等のルールをあらかじめ定め、的確な対応が取れるようにする必要があります。

実際に虐待が起こってからではなく、あらかじめよく情報を共有することにより、実際に被措置児童等虐待が起こった場合において迅速に対応することができるようになるものと考えられます。

被害を受けた被措置児童等はもちろんのこと、同じ施設に入所するほかの被措置児童等についても適切な支援を行うことができるような体制を組むこと、施設運営等の見直しに関し、施設に都道府県児童福祉審議会等の専門家を加えた検証・改善委員会の設置を促すことなど組織全体に関わる対応が必要となる場合も想定されるため、関係者が連携しながら取り組むことが求められます。

都道府県（担当部署）においては、関係機関とも連携し、実践事例の収集や蓄積、研修などの取組を通じて被措置児童等虐待に対する認識の共通化を図るとともに、都道府県内における関係機関の連携及び体制についてあらかじめルールを定めておくことなどが必要です。

＜被措置児童等虐待、事故などに関するマニュアル等を作成し、関係機関の間で認識の共有等を進めている自治体の取組例等＞

- 事件、事故　　～埼玉県「児童養護施設危機管理マニュアル」
- 被措置児童虐待　～大阪府「児童福祉施設における人権侵害等対応マニュアル」

Ⅱ　被措置児童等虐待に対する対応

１．被措置児童等虐待とは

児童福祉法の改正により規定された被措置児童等虐待の防止等（児童福祉法第２章第６節）における「施設職員等」、「被措置児童等」の範囲は以下のとおりです。「施設職員等」については、児童福祉法第２７条第１項第３号又は第２項の規定に規定される事業者・里親・入所施設・医療機関・一時保護施設で業務に従事する者（同居人も含む。）が対象となります。

○　「施設職員等」とは、以下の①～⑤をいいます。

①小規模住居型児童養育事業に従事する者

②里親若しくはその同居人

③乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等[1]、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者

④指定医療機関の管理者その他の従業者

⑤児童福祉法第１２条の４に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は児童福祉法第３３条第１項若しくは第２項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者

○　被措置児童等とは、以下の①又は②をいいます。

①以下の者に委託され、又は以下の施設に入所する児童

- 小規模住居型児童養育事業者
- 里親
- 乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等 [1]、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設
- 指定医療機関

※なお、自立生活援助事業（自立援助ホーム）や母子生活支援施設については、法律上は対象事業者・施設には含まれていませんが、対象事業者・施設の対応に準じ、今回の制度化の考え方を踏まえた対応をするものとします。

②以下の施設等に保護（委託）された児童

- 児童福祉法第１２条の４に規定する児童を一時保護する施設
- 第３３条第１項又は第２項の規定により一時保護委託を受けた者

---

[1]知的障害児施設等とは、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設の総称。

○　被措置児童等虐待とは、施設職員等が被措置児童等に行う次の行為をいいます。

①　被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ②　被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。 ③　被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 ④　被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

①　身体的虐待

・打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭部外傷、たばこによる火傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為を指すとともに、首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、冬戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為を指します。

②　性的虐待

・被措置児童等への性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行うなど
・性器や性交を見せる
・ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィー等を見せる

などの行為を指します。

③　ネグレクト

・適切な食事を与えない、下着など長時間ひどく不潔なままにする、適切に入浴をさせない、極端に不潔な環境の中で生活をさせるなど
・同居人や生活を共にする他の被措置児童等による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する
・泣き続ける乳幼児に長時間関わらず放置する
・視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらずに授乳や食事介助を行う

などの行為を指します。

④　心理的虐待

・ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど
・被措置児童等を無視したり、拒否的な態度を示すなど
・被措置児童等の心を傷つけることを繰り返し言う
・被措置児童等の自尊心を傷つけるような言動を行うなど
・他の被措置児童等とは著しく差別的な扱いをする
・適正な手続き（強制的措置）をすることなく子どもを特定の場所に閉じ込め隔

離する
・他の児童と接触させないなどの孤立的な扱いを行う
・感情のままに、大声で指示したり、叱責したりする
などの行為を指します。

2．児童虐待防止法との関係

児童虐待防止法においては、保護者がその監護する児童に対し、その身体に外傷を生じるおそれのある暴行やわいせつな行為、ネグレクト、著しい心理的外傷を与える行為等を行うことを「児童虐待」として定義しています。

ここで言う「保護者」とは、親権を行う者のほか、児童を現に監護する者とされており、児童が施設に入所している場合又は里親に委託された場合には、当該施設の長又は里親は一定の監護権を有し、かつ、現に監護していることから、保護者に該当するものです。

一方、施設職員として養護に従事する者については、施設長の指揮命令に従い、一定の業務に従事していることから、保護者には該当するものではありません。

したがって、

① 施設職員が行う虐待については、児童虐待防止法に規定する児童虐待の対象ではありませんが、今回新たに被措置児童等虐待の対象に該当することになります。

② 里親や施設長については、児童を現に監護する者として、児童虐待防止法に規定する「保護者」となることから、これらの者が行う虐待については、児童虐待防止法に規定する児童虐待であるとともに、今回、さらに被措置児童等虐待に該当することになります。

児童虐待防止法及び児童福祉法の双方が適用される里親や施設長による虐待については、行政が措置した児童について措置や委託中もその養育の質の向上と権利擁護を図るという観点から、措置を行う根拠法である児童福祉法において被措置児童等虐待の対策を講じるという今回の改正の趣旨を踏まえ、第一義的には、児童福祉法に基づく措置を優先して講じることとします。

ただし、万が一、「保護者」に該当する里親や施設長が虐待を行い、児童福祉法に基づく事業規制等による対応を行っても、十分に対応できないような事態が起こった場合は、さらに児童虐待防止法に基づく臨検・捜索等の対応も行うことが可能です。

なお、児童虐待防止法第２条に規定する児童虐待であっても、被措置児童等虐待のいずれかに該当すると考えられるケースについては、児童福祉法に基づく被措置児童等虐待として通告すれば、別途児童虐待防止法第６条第１項の規定に基づく通告をすることを要しないものとされています。（児童福祉法第３３条の１２第２項）